

佐賀県告示第 134 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 学校法人宝禅学園
- 2 事業の種類 吉野ヶ里こども園園舎等整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 神埼郡吉野ヶ里町田手字杉三の角地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、神埼郡吉野ヶ里町田手字杉三の角地内における吉野ヶ里こども園園舎等整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 21 号に掲げる「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」及び同条第 23 号に掲げる「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である学校法人宝禅学園が理事会において施行を決定しており、また、既に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

学校法人宝禅学園が運営する吉野ヶ里こども園は、保育所と幼稚園との機能をあわせ持つ認定こども園として、共働き家庭を含めたそれぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様な保育・教育ニーズへの対応及び認定こども園の認可基準に基づく子育て支援事業を行っているところである。

「第 2 期吉野ヶ里町子育て支援プラン（以下「支援プラン」という。）」によれば、吉野ヶ里町においては、6 歳未満の子どもがいる一般世帯数は全国水準及び佐賀県水準を上回っているとともに、6 歳未満の子どもがいる母親の 1 年後の就労希望はフルタイム及びパートタイム就労を希望する者が約 8 割にのぼることから、「仕事と子育ての両立支援」等が課題になっている。

吉野ヶ里こども園は、この課題に対し、上記認定こども園としての多様な保育・教育ニーズへの対応及び子育て支援事業を行うことにより対応しているところであるが、本件事業に係る既存施設のうち、保育・教育環境の中核を担う棟が老朽化しており、老朽度調査を行った結果、建替えを至急実施すべきであるとの判定が出ている。よって、早急に園児の保育・教育環境を改善する必要があるが、敷地内での建

替え等は困難な状況である。

さらに、既存施設敷地内において十分な台数の駐車場を確保できておらず、園児の送迎時の混雑により事故が発生するなど、送迎時の園児の安全を確保できていない。しかしながら、敷地内での駐車場拡充は困難な状況である。

本件事業の完成によって、新たな施設が建設されることにより、園児の保育・教育環境の改善がなされるとともに、必要な台数の駐車場が整備されることにより、送迎時の混雑が解消され、園児の安全を確保することができる。また、引き続き、認定こども園としての多様な保育・教育ニーズへの対応を行うとともに、本件事業と併せて既存施設を改修し新たに子育て支援室を設置して行う子育て支援事業の継続及び新たに就学前の親子が自由に過ごせる場所としての絵本図書館の設置を行うこと等、支援プランにおいて吉野ヶ里町の課題となっている「仕事と子育ての両立支援」等への対応がなされる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づく環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業の起業地内には、佐賀県レッドリストに記載されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されていないが、生息及び生育が確認された場合は、関係機関の指導のもと、適切な措置を講ずることとしている。

さらに、起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による

埋蔵文化財包蔵地に指定されておらず、保存すべき埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、吉野ヶ里町田手地内の3候補地を検討している。

起業者は、近隣住民、地域及び利用者に配慮した場所であること、事業施行に必要な面積、経済的合理性及び本件事業と併せて既存施設を改修して設置する子育て支援室との連携等を考慮し、総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業に係る既存施設のうち、保育・教育環境の中核を担う棟が老朽化しており、早急に園児の保育・教育環境を改善する必要がある。

さらに、園児の送迎時の混雑により事故が発生するなど、送迎時の園児の安全を確保できていない状況にある。

本件事業の完成によって、保育・教育環境の改善及び送迎時の園児の安全の確保がなされる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

吉野ヶ里町役場 こども・保健課